

令和4年7月21日

保護者の皆様

仙台市教育委員会
仙台市立東仙台中学校

新型コロナウイルス感染症対策に係る夏季休業期間の対応等について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃から学校運営とともに新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策における、夏季休業期間の対応に関しまして、以下のとおりお知らせいたします。

1 お子さんが新型コロナウイルスに感染した場合の学校への連絡について

夏季休業期間も、学校及び地域の感染状況を把握し、感染拡大防止を図る観点から、お子さんが新型コロナウイルスに感染した場合などは、保護者の皆様には、これまでと同様に直接学校へのご連絡をお願いいたします。

2 児童生徒等が新型コロナウイルスに感染した場合の学校の対応について

感染が判明した児童生徒等の感染可能期間が部活動等で登校した日と重なるなど、学校内で感染が拡大する可能性がある場合は、夏季休業期間中でも感染の恐れがある者の特定等が必要となりますことから、学校と教育委員会が連携して対応を行います。保護者の皆様には、ご理解のほど、お願いいたします。

3 夏季休業期間内の学校閉庁期間の対応について

夏季休業期間内の下に示す期間は、保健所から連絡があった際に、感染可能期間（保健所から伝えられた発症日の2日前以降）に部活動等で登校していた場合のみ、「保健所から教育委員会へ連絡して欲しい」とお話しいただければ、保健所から教育委員会を通じて学校に連絡する体制といたします。保護者の皆様の保健所への依頼についてよろしくごお願いいたします。なお、感染可能期間に登校していない場合は、8月17日（水）以降に直接学校へご連絡ください。



新型コロナウイルスは、誰もが感染しうるものです。周囲で感染が判明した場合には、感染された方やその周辺の方々への誹謗（ひぼう）中傷や、心ない噂などが広まらないよう、お力添えをいただきますとともに、ご家庭内でもこのことについてお話しいただければ幸いです。

（仙台市教育委員会健康教育課）